

議 事 日 程

平成 3 1 年第 2 回 浜 中 町 議 会 臨 時 会

平成 3 1 年 2 月 1 5 日 午 前 1 0 時 開 議

日 程	議 案 番 号	議 件
日 程 第 1		会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
日 程 第 2		会 期 の 決 定
日 程 第 3		諸 般 報 告
日 程 第 4		行 政 報 告
日 程 第 5	議 案 第 4 号	北 海 道 市 町 村 総 合 事 務 組 合 規 約 の 制 定 並 び に 廃 止 に 関 する 協 議 に つ い て
日 程 第 6	議 案 第 5 号	平 成 3 0 年 度 浜 中 町 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 9 号)

(開会 午前10時00分)

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） ただ今から平成31年第2回浜中町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって10番田甫議員及び11番菊地議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（波岡玄智君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本臨時会の会期は、本日1日間に決定しました。

◎日程第3 諸般報告

○議長（波岡玄智君） 日程第3 諸般の報告をします。

まず本臨時会に付された案件は、お手元に配付のとおりです。

次に今議会までの議会関係、諸会議等については、記載のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（波岡玄智君） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（松本博君） おはようございます。本日、第2回浜中町議会臨時会に議員全員の御出席をいただき、誠にありがとうございます。

先の議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

（行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（内村定之君） 前議会から、これまでの教育行政の主なものについて御報告いたします。

（教育行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第4号北海道市町村総合事務組合格約の制定並びに廃止に関する協議について

○議長（波岡玄智君） 日程第5 議案第4号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第4号「北海道市町村総合事務組合同規約の制定並びに廃止に関する協議について」提案の理由をご説明申し上げます。

北海道市町村総合事務組合は、共同処理する事務と共同処理する団体が事務ごとに異なる、複合的一部事務組合であります。

この度、総務省から、北海道市町村総合事務組合へ地方自治法では、複合的一部事務組合は、市町村及び特別区しか設置することができない旨通知がありました。

このため、道が構成員となっている「石狩東部広域水道企業団」及び「石狩西部広域水道企業団」は、総合事務組合に加入できず、また、この2団体を構成員とする「北海道市町村職員退職手当組合」も、総合事務組合に加入できない事から、早急に見直しを行う必要が生じたものであります。

このことを踏まえ、現行の規約において、北海道市町村総合事務組合に加入できなくなる3団体に係る公務災害補償等の事務処理をできるように定める規約を制定し、現行規約を廃止するものであります。

地方自治法第286条第1項及び第290条では、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、議会の議決を経なければならない、と規定されていることから、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第4号の質疑を行います。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第4号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第5号平成30年度浜中町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（波岡玄智君） 日程第6 議案第5号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第5号「平成30年度浜中町一般会計補正予算（第9号）について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、霧多布港海岸防潮堤嵩上改良工事に伴う経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、5款農林水産業費、3項水産業費、海岸整備事業に要する経費で、霧多布港海岸防潮堤嵩上改良工事及び霧多布港海岸陸閘改良工事に伴い「霧多布港海岸防潮堤嵩上改良工事等監理業務委託料」3,200万円、「霧多布港海岸陸閘改良工事実施設計業務委託料」2,400万円、「霧多布港海岸防潮堤嵩上改良工事」3億8,000万円、「霧多布港海岸陸閘改良工事」2億6,000万円をそれぞれ増額するものであります。

以上により、今回の補正額は、6億9,600万円となります。

一方、歳入につきましては、国庫支出金3億6,500万円、町債3億3,100万円を追加させていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、84億8,478万円となります。

次に「第2表繰越明許費」につきましては、いずれの事業も年度内に終わらない見込みから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越して事業を実施しようとする金額の限度額を定めようとするものであります。

次に「第3表地方債補正」につきましては、霧多布港海岸防潮堤改良事業の限度額の変更による補正であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第5号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

4番中山議員。

○4番（中山眞一君） 嵩上げ工事につきまして昨年8月の中央要望、早々としてこの様な結果が出たという事は大変嬉しい事ですが、これが全部終わりましたも82%の進捗率という事で、まだ18%が残っております。これに対していつ頃になりそうなのか、残る場所はどこなのか、この残った部分について町長は、この様な中央要望活動を続けていくのか、それらについてお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。今回の嵩上げ工事につきましては、延長1,748メートルの嵩上げとなります。この工事につきましては、先に水叩き部分を作り、それが今年度の工事となります。残る場所につきましては陸間5基のうち4基の工事を行いまして1基が残るという事と、後ろにある水叩き部分が工事として残るという事になっております。82%の進捗率という事になっておりますが国土強靱化の関係で3ヵ年計画という事で今後も要望していき、工事を早期に完成させたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今回は30年の補正予算で強靱化事業を3ヵ年でやるという事で言われております。これから31年、32年の予算がついてきます。今年も3月から始まりますが30年度で6億、31年度で本来の予算それと32年度の予算ですから予定としては3ヵ年で終わる予定でおりますので中央要望については、その段階で考えたいと思います。今の段階では、ルールに乗ったかなというふうに思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○4番（中山眞一君） 30年度、31年度、32年度で終わるという事で、当初は32年度までの計画だったと思いますが、32年度までに全部終わるという事で大変嬉しい事だと思いますけれども、30年度の今回の補正と31年度の新規予算の部分を含めると結構な金額になり、これを30年度の補正と31年度の新規の部分になってくると、31年度中にやり上げるのは、大変な事だなと思いますし、今回の中央要望活動につきまして携わっていただいた方に大変感謝しなければならないと思います。

それと、先ほど町長が行政報告の中で1月23日に霧多布港湾北防の嵩上げが長年の

提案事項でありました。これにつきまして何か動きがあったのかをお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。北防波堤につきましては、32年度の直轄工事の関係の調査に選定されておりました。その事につきましても開発の方から今回、国土交通省に行かれた時に要望していただければという事の助言をいただいております。また今回の北防波堤につきましては、穴が開いているなどの補修工事を予定しております。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） ただ今、4番議員が質問された部分と若干同じ様な事を聞かせていただきます。

昨年の8月2日、3日にかけて中央要請行動を行いました。町長を筆頭にして我々議員も行ってきましたけれども、その成果が早速、7億という膨大な補正予算がついたという事で私ども、本当に驚いておりますし喜びの気持ちでいっぱいでございます。

町長として、その評価についてどの様に考えているのか率直な考え方を聞かせていただきたいと思います。

それから今回の補正予算は6億9,600万円の予算措置でございますけれども現在、庁舎の建設工事が着々と進められています。この工事に関して町内業者がJVを組んだりして関わっている状況の中で6億4,000万、これらの工事に関して町内、町外もあるでしょうけれども、この繰越明許費で実数1年の工事をする事になると思う訳です。防潮堤の嵩上げ工事3億8,000万円、陸開工事2億6,000万円それぞれ予算がついていると思う訳でありますけれども工区分けなどをしなければ1年間でこの事業をやり遂げる事が出来ない、この様な憶測をする訳なんです。どの様な発注の仕方をするのか、多分うちの財務規則上でいくと、一般競争入札あるいは指名競争入札がある訳ですが、その工区を分けてやらざるを得ない、またどの様な発注の仕方がされるのかをお聞きしたいと思います。

私、それを想定して勉強してきたのですが、ある市ですけれども工区を分けるとすれば分割発注先抜け方式という実施要綱を作って1つの工事を3つに分けて工区も分けるとすれば、それに対して5社が指名競争入札に参加する、その3つの工区のうち1工区について5社の中から落札する者がいる、そうなるとその落札業者は、次の2工区に

入れないという様な仕組みで先抜け方式というものが設定されております。その様にすると例えば談合やその様な方式が出てこなくなるので、うまくいくのかなと思っているんです。町内業者などに均等にある程度仕事が振り分けられるという方式もあるのですが、どの様な方式で発注をされるのか、お知らせいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡邊馨君） 御質問が数点あった中の、工区割の件についてお答えします。

浜中町では3.11の時に災害復旧という事で同じ様な状況になりまして延長が長いものにつきましては、工区割という事で今回、最大という訳ではございませんが違った意味で31年度内に完了させるという事から、延長全てを1工区でやる事は困難である事から防潮堤の嵩上げについては対応したいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 最初の御質問にお答えしますけれども要望の始まりは、最初、浜中町で30年度に予算をつけていただいております。もうこの工事は終わりましたけれども国の予算704万円、総事業費で1,300メートルで90メートル位の事業で実施しました。こちらが最初に始まって今年30年度は、この様な事業でやりますと言われて、この事業がいつになったら終わるのか、これには、かなりの年数がかかるという事が分かりましたので、町長としては、議会の皆さん、漁組の組合長さん商工会を含めて要望に行きました。町民の命を守る、財産も守る事を含めて要望した結果が今日の結果に繋がってきたのだらうと思っています。金額的には、大きくなってしまいましたけれども今回、補正予算でつけてもらった関係からすれば、補正予算債を含めて浜中町にとっては本当に有利な制度でありますので負担額も本来の事業よりは、はるかに少ないので多くの事業費は約7億ですから、その分がその事業費で30年度、31年度それから32年度分を合わせて出来るとすれば、この短い期間で効果がでてきたという事です。その結果、今度は道が持っている分の予算も、一部補正がついた様で影響を受けております。これからは、逆に建設海岸それから漁港海岸の方に趣な力でいきたいというふうに思っているところです。

このきっかけは、すごく大きいものでしたが、何が何でも事業をやってもらうという事ですし、町内業者にしっかり頑張ってもらい庁舎の工事もありますけれども、防潮堤の嵩上げ改良工事に係る仕事もとってもらいたいと思っているところです。

○議長（波岡玄智君） 業者への発注の仕方は、どの様に考えていますかと言う事でお

答えいただきたいと思います。

総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 議員おっしゃる様な手法としての分割発注先抜け方式この様な入札方式もあるかと思いますが、現在4工区の発注をこれから行います。それにつきましては、それぞれ指名競争入札による先抜け方式という手法をとらずに、入札形式で進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 町長から評価についてお伺いをいたしました。本当にありがとうございました。特に今回の行政行動は、道の予算にも影響しているという事で良い方向に向かっているなという事の印象を受けました。本当にそうあってほしいなというふうに思っております。

それで今、総務課長と建設課長からそれぞれ答弁がございました。建設課長から工区割りでいきたいという事でしたが、これについては丸山散布の工区こちらと同じ方式かなというふうに思っております。それで今回は金額も大きいものですので一気に入れないだろうという事で多分4工区に分けて発注するという事でしょうけれども、例えば4工区に分けて発注する場合、1本ずつの発注になるのか、例えば一気に4つの工区ごとに提示して入札するとなれば指名競争入札5社を選んだ場合、5社全部が4工区の中で入札が出来る訳なんです。そうなった場合に同じ業者が2つの工区をとるという事も考えられる訳です。その様な方式でやるのか、あるいは1本ずつABCでの工区であればAに5社という形にするのか。

普通の契約になるでしょうけれども、もし別な契約の仕方があるとすればそれについても教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡邊馨君） ただ今の質問にお答えします。先ほど私、予定では4工区を区分けするという話をさせてもらいましたが別の方法としましては指名競争入札を採用しますので、多分5社の指名でいくのかなと思います。その中で1工区の入札に対しては、先ほどお話があったとおり札を入れてもらい、続いて2工区につきましても今言われた5社全てが入札をします。この様に4回繰り返して入札を行うという事になります。

先ほど質問がありました同じ業者が2工区をとる可能性があるのではないかという

話がありましたが、うちの入札上、指名競争入札というものを採用している以上、あくまでも競争という事ですから、その業者が2工区できると判断した場合、実際その2工区をやるだろうし、議員が先に言われていた並行して庁舎も動いていますので、そちらとの兼ね合いもありますから、その辺は札を入れる業者がどのような体制になっているのかと言う事も考えられると思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 5社それぞれが力量に応じてやっている庁舎の仕事、これからでる仕事に対して自分の会社の経営の範囲を踏まえて出来る、出来ないによって札を入れる、この様な事は無いだろうと言う期待感を持っているという事で理解してもいいですか。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡邊馨君） 今議員言われたとおり、その様な考えでおります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

1 番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今回の予算の中で陸閘改良工事は、防潮堤の範囲に比べればとても短い箇所での改良工事になると思われますけれども、相当な金額をつぎ込んで改良するという事については、以前説明があったかなと思います。これにつきましては、改めてどういう事なのか、防潮堤が活躍した場面でどのような不備があったのか、あるいは日常的な調査の中で改良すべき事が見つかったので改良する、またどのような改良工事を今までと違った形にするのか、その点を説明していただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 御質問にお答えいたします。今回の陸閘の改良工事になりますが、こちら津波対策という事で5.1メートルの津波がL1津波になります。今現在の陸閘になりますと4.3メートルになっておりますので、その津波対策として90センチの嵩上げ、高さを増す工事となります。こちらについては、L1津波対策という事の陸閘の改良となっております。そしてこの陸閘の改良工事になりますが、90センチ高くするという事と、現在、この開閉するのに大体2分かかるという事になっております。そこで90センチ嵩上げする事によってアルミの重量が増しますので、開閉が2分のところ4分になってしまうという事でチェーン、スプールケット、あとはモーター等の交換を行い緊急時に2分で閉まる様な形の改良工事となります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。
これから議案第5号の討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから議案第5号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（波岡玄智君） お諮りします。
本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。
したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会は閉会することに決定しました。
これをもって平成31年第2回浜中町議会臨時会を閉会します。
ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時40分）